

消費者庁長官 岡村和美様

2016年12月19日

〒981-3133 仙台市泉区泉中央2丁目17-3 フリード泉中央203号

NPO法人 日本ラクテーション・コンサルタント協会事務局内
災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会 代表 本郷寛子

Fax 022-725-8561 saigai@jal-net.jp

NPO法人日本ラクテーション・コンサルタント協会 <http://jal-net.jp>

NPO法人ラ・レーチェ・リーグ日本 <http://www.lljapan.org/>

母乳育児支援ネットワーク <http://bonyuikuji.net/>

母乳代用品および母乳代用品に関連する食品・製品の表示に関する要望書

1981年の世界保健総会では「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」*が採択されています。この国際規準の目的は、母乳育児を保護・推進し、「必要な場合には、適切な情報に基づき、公正妥当なマーケティングと支給を通じて母乳代用品が適切に用いられること」を保証し、それにより乳児に対する安全で十分な栄養の供給に寄与することです。2016年の世界保健総会の決議では、加盟各国に対し、3歳未満の乳幼児を対象とした食品の安全性の確保、「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」の包括的な国内法制化を推奨しています。日本も世界保健総会のこの決議に賛成しており、この国際規準を国内にて実施するよう約束をしています。

この国際規準では、すべての乳幼児の健康を守るために、一般消費者への母乳代用品の宣伝を禁止しており、製品を適正に使用するための表示が推奨されています。企業からの国際規準に違反する表示や宣伝によって、不適切に母乳代用品を使用することは、母乳で育てたい母親だけではなく、すべての母親、子ども、家族、社会、経済環境への健康上および経済上の損失をもたらします。つまり、母乳代用品が必要となるときには、科学的で適正な情報に基づいて判断されるべきで、母親が不適切な情報に踊らされることのないような仕組みが必要となります。

このような状況を鑑み、すべての乳児の健やかな発育を促すために、日本国内での販売促進と製品表示に関し国際規準に沿って以下の事項を要望いたします。

*母乳代用品とは部分的もしくは全面的に母乳に代わるものとして販売される、または表示があるあらゆる食品。具体的には特定用途食品として指定されている乳児用調製粉乳、緊急時に輸入される液状人工乳、乳児に与えることを前提として製造されている食品、フォローアップミルク、関連製品として人工乳首が含まれます。日本は1994年の世界保健総会から「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」に賛成しています。

1. 健康増進法により指定される特別用途食品としての乳児用調製粉乳以外の飲食品のパッケージや広告の中で、生後6か月未満の乳児を対象とする旨の表示の禁止。
2. 健康増進法により特別用途食品として指定された母乳代用品のパッケージや広告の中で、その製品が母乳育児と同じかそれ以上であるかのように誤解される表現（文章だけではなく写真やイラストも含む）、栄養機能や健康上の有効性があることを示唆する表示の禁止。3歳未満の母乳を飲んでいる乳幼児を対象とした製品のパッケージや広告の中で、母乳に代わるもしくはそれ以上の栄養機能や健康上の有効性があることを示唆する表示の禁止。
3. 健康増進法により特別用途食品として指定された母乳代用品の販売容器やパッケージにじかに、または簡単には取れないラベルに以下の内容を日本語で目立つように表示すること。
 - 乳児にとって母乳が最良である旨の記載（現行どおり）
 - 乳児用調製乳を使用する場合は、事前に必ず専門家に相談しその指導の下に適切に用いること
 - 適正な調乳方法・使用方法・貯蔵方法の説明書
 - 母乳代用品の不必要な使用による母乳分泌の低下、不適切な調乳・使用・貯蔵による乳児への健康被害に関する警告
4. 乳児用の人工乳首のパッケージや広告で、その使用が母乳を飲ませることと同じであるかのように誤解される表現や理想化されるような広告（文章だけではなく写真やイラストも含む）の禁止。
5. 以上の改善策の実現に向けて、消費者庁だけではなく内閣府、厚生労働省と共管・連携する体制の整備・充実を図ること。

付記

1. 健康増進法により指定される特別用途食品としての乳児用調製粉乳以外の飲食品のパッケージや広告の中で、生後6か月未満の乳児を対象とする旨の表示の禁止。

これには生後6か月未満の児を対象とする乳児用飲食物、人以外の動物の乳汁、大豆乳などの植物由来の原料から製造されたもの、生後6か月以上の乳幼児を対象とするフォローアップミルクも含める。そのうえで、厚生労働省の規格に従って工業的に調製された母乳代用品で、固体、粉状、液体状のもの（乳児用調製乳）のみを特別用途食品の範疇とし、現在市場で乳幼児を対象として販売されている特別用途食品以外の「母乳代用品」の表示に、「乳児用」「赤ちゃん用」といった乳児用として適しているかのように誤解を受ける表現を規制すること。生後6か月未満の製品と類似のパッケージを生後6か月以上もしくは妊娠中・授乳中の女性向けの飲料に用いないこと。

2. 健康増進法により特別用途食品として指定された母乳代用品のパッケージや広告の中で、その製品が母乳育児と同じかそれ以上であるかのように誤解される表現（文章だけではなく写真やイラストも含む）、栄養機能や健康上の有効性があることを示唆する表示の禁止。3歳未満の母乳を飲んでいる乳幼児を対象とした製品のパッケージや広告の中で、母乳に代わるもしくはそれ以上の栄養機能や健康上の有効性があることを示唆する表示の禁止。

乳児の写真や絵や、指定特別用途食品等を理想化するようなそのほかの写真や文言、「母乳に近づけた」「母乳の成分が含まれる」、「母乳を与えるのと同様な効果を期待できる」「母乳には欠けている栄養素を補える」といった表現やこれらに類する表現を含む。

3. 健康増進法により特別用途食品として指定された母乳代用品の販売容器やパッケージにじかに、または簡単には取れないラベルに以下の内容を日本語で目立つように表示すること。

- 乳児にとって母乳が最良である旨の記載（現行どおり）
- 乳児用調製乳を使用する場合は、事前に必ず専門家に相談しその指導の下に適切に用いること
- 適正な調乳方法・使用方法・貯蔵方法の説明書
- 母乳代用品の不必要な使用による母乳分泌の低下、不適切な調乳・使用・貯蔵による乳児への健康被害に関する警告

指定特別用途食品等の販売時に、見本の無料提供、特別展示や割引券、プレミアム景品、特売、目玉商品、抱き合わせ販売等の販売促進活動をしてはならない。この規定は、製品を長期にわたり低価格で提供する価格政策や商業慣行の確立を制限するものではなく、病院が流通業者から卸値以上で購入することは認められる。

4. 乳児用の人工乳首のパッケージや広告で、その使用が母乳を飲ませることと同じであるかのように誤解される表現や理想化されるような広告（文章だけではなく写真やイラストも含む）の禁止。

商品名に「母乳」を付けること、「母乳に近づけた」「母乳で育てている母親用」、「母親の乳房から直接飲むのと同様な効果を期待できる」といった表現やこれらに類する表現を含む。

5. 以上の改善策の実現に向けて、消費者庁だけではなく内閣府、厚生労働省と共管・連携する体制の整備・充実を図ること。

以上